給付金等受取口座の取扱い変更について

本組合では、組合員への短期給付金、厚生資金貸付金及び遺族附加年金配当金等(以下「給付金等」という。)を本組合に登録されている「給付金等受取口座」(以下「受取口座」という。)に送金しているところですが、令和4年4月1日より下記のとおり受取口座の取扱いを変更しますのでお知らせいたします。

記

1. 金融機関等の範囲について

組合員が本組合に届出できる受取口座は、「七十七銀行」・「仙台銀行」・「東北労働金庫」・「農業協同組合」の4金融機関(本支店)の普通預金口座に限定していますが、令和4年4月1日より都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行、ネット銀行等の金融機関で、組合員名義の普通預金口座の届出を可能とします。

共済貯金の払戻口座についても同様の取扱いとします

2. 取扱い変更の目的について

- (1)受取口座の解約や名義変更の未届、10年以上取引がない(休眠口座)等の理由により、給付金等を送金することができない事例が多く発生しているため、送金可能な受取口座に変更登録する必要があるため。
- (2) 県外から転入する任期付職員や他の共済組合から転入者として資格取得する 組合員について、受取口座に指定する七十七銀行等に口座がない場合、既に開設 している口座を受取口座とすることにより、組合員及び共済事務担当者の負担 軽減を図るため。
- (3) 令和4年10月1日に加入予定の短期組合員についても、既に開設している口座を受取口座とすることにより、事務処理の効率化・迅速化を図るため。

3. 変更手続き等について

(1)変更手続き

組合員が受取口座を変更する場合は、「給付金等受取口座変更依頼書」を所属所経由で提出してください。

共済貯金の払戻口座を変更する場合は、「貯金加入申込書兼受取口座届書」を ご提出ください

(2) 提出期限日

「給付金等受取口座変更依頼書」の提出期限日は毎月15日とし、提出期限日までに本組合に提出があった場合は、提出期限日の属する月以後、給付金等を変更後の受取口座に送金します。

共済貯金に係る受取口座届書の提出期限日については、3月初めに別途お知 らせします